

令和6年10月1日

組合員・利用者の皆様

令和6年2月に発生した不祥事件に対する再発防止策について

当組合では、令和6年2月に年金共済加入時の説明誤りという共済事業に係る不祥事件が発生しておりますが、当該不祥事件につきましては、所管行政庁へ届出を行っており、また、所管行政庁の指導の下、下記の再発防止策に取り組んでおります。

今後は、このような事案を発生させることのないよう、令和5年11月30日に策定した「お客様本位の業務運営に関する取組方針」に基づき、組合員・利用者の皆様に対して、誠実・公正に業務運営を行ってまいります。

記

1. LAの教育研修の強化

LAの全般的な共済知識を習得・向上させるため、年金共済にかかる研修プランを令和6年9月に策定し、同月より研修を実施しています。

2. 自主点検の手続き変更・強化

毎月、各支店で行っている自主点検において、令和6年10月より共済推進の関連項目が適正に行われているか、支店が実施した自主点検結果をリスク管理部署が再点検することにより、点検強化を図っています。

3. 本店による指導の徹底

本店は、年金共済の一定の払込掛金以上の該当契約を毎月抽出し、本店管理者からLAに対して不適切な推進が行われていないかヒアリングを行い、適切な推進が行われているか指導を徹底しています。

4. コンプライアンス意識の醸成

毎月開催する各種会議体において、コンプライアンスに関する項目を設定し、LAをはじめ全役職員のコンプライアンス意識を醸成しています。

以上

佐波伊勢崎農業協同組合
代表理事組合長

重田 茂